

【学校感染症の出席停止期間に関する資料】

[第一種] 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであっても血清亜型が 5 HN 1 であるものに限る。）上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新型感染症。

[第二種]

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※学校保健安全法施行規則の一部改正により、新型コロナウイルスの治癒証明は不要。

※第二種感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、症状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

[第三種] 症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症。